

サザンクリーンセンター推進協議会部会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、サザンクリーンセンター推進協議会会則（平成19年制定）第12条第2項の規定に基づき、部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の所掌事項)

第2条 部会の所掌事項は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設建設部会（第1部会）
 - ア 処理施設に関すること。
 - イ 候補地の選定に関すること。
 - ウ その他必要な事項に関すること。
- (2) 地域振興財政部会（第2部会）
 - ア 処理施設建設に係る振興策に関すること。
 - イ 施設建設に係る財政計画に関すること。
 - ウ その他必要な事項に関すること。
- (3) ごみ処理研究部会（第3部会）
 - ア 循環型社会の推進に関すること。
 - イ その他必要な事項に関すること。
- (4) 広域化研究部会（第4部会）
 - ア 広域施設整備に関すること。
 - イ その他必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 前条各号に定める部会の構成員は、副市町長、市町職員及び清掃組合職員並びに住民代表とする。

2 部員の任期は、2会計年度とする。ただし、構成市町及び清掃組合の職員にあつては、当該会計年度を満了しても当該部員としての充職にある間は、その任期を自動的に更新するものとする。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部員の互選により、部会長1人、副部会長1人を置く。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 部会長及び副部会長の任期は、2会計年度とする。
- 5 部会長又は副部会長が任期の途中で失職したときは、新に選任された部会長又は副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集する。

2 部会の議長は、部会長をもって充てる。

3 部会は、部員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があると認めたときは、会議に部員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(理事会への報告及び提言)

第7条 部会の検討結果及び提案は、幹事会の同意を得て理事会へ報告及び提言をする。

(守秘義務)

第8条 部員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(情報の開示)

第9条 部会に関する議事の内容は、原則として公開する。

2 議事の公開により個人、法人等の人権保護又は事業の遂行上支障があると幹事長又は部会長が認めたときは、非公開とすることができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月17日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。